



2023年11月17日

各位

会社名 メドピア株式会社
代表者名 代表取締役社長 石見 陽
(コード: 6095、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長 平林 利夫
(TEL. 03-4405-4905)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年11月17日開催の取締役会において、2023年12月19日開催予定の第19回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 配当の決定機関及び基準日の新設

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第44条（剰余金の配当等）及び変更案第45条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第45条（剰余金の配当等）及び第46条（中間配当）の削除、未払配当財産に利息を付けないことを明確にする変更並びにこれらの変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	第2章 株式 第6条 (現行どおり) (削除)
第8条～第43条 (条文省略)	第7条～第42条 (現行どおり)
第7章 計算 第44条 (条文省略) (新設)	第7章 計算 第43条 (現行どおり) (剰余金の配当等) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 45 条 当社は株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>③ 前各項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 46 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）を支払うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。<u>なお、未払配当財産（未払配当金を含む）には利息をつけないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2023 年 12 月 19 日
2023 年 12 月 19 日

以上